

巻頭言

インドとタイの生殖医療(代理出産)規制の現状

The Present State of Regulations Concerning Reproductive Medicine, Particularly Surrogacy,
in both India and Thailand

児玉 正幸

インドとタイは21世紀初頭に **medical tourism** を国策に据えることにより、アジアを代表する生殖医療(代理出産)のハブ国として、急速に経済発展を遂げた。ところが、2012年以降、両国の生殖医療(代理出産)事情に重大な異変が起こり始めた。本稿では、その最新情報を報告することにより、生殖医療患者並びに生殖医療研究者に資する。

I-1 インドの生殖医療(代理出産)事情の急変

インド政府は2002年に営利目的の代理母を公認して以来、10年以上保持してきたそのスタンスの修正を迫られている。2015年5月現在、インド政府は、近年多発する代理出産トラブルに対応する措置として、外国人が代理母使用目的で入国する際のメディカルビザの取得義務化を手始めに、代理出産の取締り策を強化し、インド人代理母の使用をインド人不妊夫婦に限定する「2013年ART(規制)法案」の制定準備に余念がない。規制強化の背景は何か。

I-2 インド代理出産関連トラブル

医療ツーリズムはインドの国策である。2002年にインド政府は医療ツーリズムを奨励する声明を出し、

同年インド最高裁判所は有償の代理出産を合法とする判決を下した。以後、インド代理母市場は逐年で活況を呈したが、山田マンジ事件(2008年7月)を皮切りに、数々の深刻な倫理的法的問題の発生に直面したインド政府は、営利目的の生殖医療ツーリズムの法的規制を迫られることになった。**Yamada Manji** 事件の発生に伴い、インド保健家族福祉省は急遽、『2006年ART(規制)法案』をベースに代理出産児の法的地位を確立する『2008年ART(規制)法案』を制定した。さらにインド政府は代理出産児の福祉を十全に保障する観点から、『2008年ART(規制)法案』を改訂して、『2010年ART(規制)法案』を制定した。それでもオーストラリアを中心にインドに押し寄せる独身者や同性愛者の代理出産希望者の波は引くことはなかった。

I-3 インド内務省の2012年7月9日付/2013年3月7日付インド外務省宛通達

事態を憂慮したインド内務省はインド外務省宛に2012年7月9日付および2013年3月7日付通達を送達した。代理出産を厳格に規制する通達が発令された以上、今後、外国人代理出産依頼者がインドで代理出産治療を希望する場合には、メディカルビザと出国ビザの申請が必要となる。インド代理出産治

療に不可欠なメディカルビザの申請に必要な書類は、次の6点である。1.婚姻証明書、2.代理出産依頼者の出身国の政府から同国民がインド人代理母を使用することを認証した書簡、3.依頼者両親が子を引き取ると一筆したためた書簡、4.インド医学研究審議会(ICMR)認証のクリニックに治療登録をした依頼者両親からの書簡、5.治療目的での渡印を案内するクリニックからの書簡、6.代理母の仮同意書

I-4 両通達発令以降、日本人の代理出産希望者はインドで代理出産治療を受療できるか

インド政府は、メディカルビザ発給要件の一つとして、「本国政府の代理母の許可」及び「本国政府が代理出産児に国籍を与えて入国許可」を公証する「在印大使館又は依頼者の本国外務省発行の書簡の提示」を求めている。本邦では、代理出産関連法不在の現状から判断するに、日本国外務省が当該書簡を発行するのは不可能である。現時点では、必要書類不備のため、日本国民の在日インド大使館でのメディカルビザ取得申請は不可能である。したがって、2013年以降、インドはもはや日本人代理出産希望患者のホスト国ではない。さまよえる全世界の生殖医療難民は、2013年以降、タイを回避地 haven として流入することになった。

II-1 タイの生殖医療(代理出産)事情の急変

タイには2013年以来、代理出産依頼者が急増するとともに、生殖医療(代理出産)トラブルが多発した。そうした状況下、タイに一大政変が勃発した。タイ初の第36代女性首相インラック・チナワット Yingluck Shinawatra が、2014年5月7日に政権汚職問題で失職すると、タイ陸軍総司令官 プラユット・チャンオチャ Prayuth Chan-ocha は2014年5月20日、タイ全土に戒厳令を敷き、5月22日には軍事クーデターを宣言して暫定首相に就任した。この超保守政権の誕生に伴い、先進国の生殖医療患者にあまねく

知られた「生殖医療(代理出産)の聖地」タイの生殖医療(代理出産)界は激変した。2013年以降「ゲイ代理出産のホットスポットがインドからタイへシフトして数百ものエージェンシーが代理出産サービスをオンラインで宣伝する」事態を憂えるプラユット軍事政権は、発足直後から代理出産ビジネスの取締りを強化し、懸案の商業的代理出産禁止法案(2015年2月)を暫定議会で成立させた。したがって、2015年以降、タイはもはやゲイ代理出産ツーリズムの天国ではなくなった。何が規制強化の引き金を引いたのか。

II-2 タイ代理出産関連トラブル

数々の生殖医療(代理出産)トラブルのなかでも、2014年8月に発生した代理母出産依頼者のオーストラリア人夫婦が双子の内ダウン症の男児の引取りを拒んで帰国した事件や、その直後に発覚した日本人青年実業家が絡む大量代理出産児事件がタイ社会に深刻な衝撃を走らせたのである。

II-3 タイ初の生殖医療(代理出産)規制法案可決

矢継ぎ早に発生した生殖医療(代理出産)トラブルが引き金となり、プラユット軍事政権は「商業的代理出産や着床前診断による生み分け、有償の卵子提供」を「人身売買」と断定し、タイに初の生殖医療(代理出産)規制法案「生殖補助医療によって誕生した子どもを保護する法案」を2015年2月19日開催の暫定議会で可決した。

II-4 生殖医療(代理出産)規制法案制定以降、日本人の代理出産希望者はタイで代理出産治療を受療できるか

同法案は年内に内閣とプミポン国王の承認を経て、施行される手続きになっている。同法案では、営利目的の代理出産を禁止した上で、非営利目的の代理出産依頼者を「タイ国籍の法律婚夫婦」または「片方がタイ国籍を有する3年以上の法律婚夫婦」と規

定し、「代理母を親族の25歳以上の経産婦」と定めている以上、日本人を含む外国人がタイで代理出産治療を受療する機会は完全に閉ざされたことになる。

おわりに

2015年5月現在、インド政府にメディカルビザ取得申請が可能な欧米先進国の外国人は、米英豪加とイスラエル国籍の「2年以上婚姻関係にある異性法律婚夫婦」のみである。しかしながら、この先、インド保健家族福祉省が準備する『2013年ART(規制)法案』(未公開、法案の目的はインド人不妊カップルの救済と商業的代理出産の抑制)がインド内務省の思惑に沿って成立すれば、インド人代理母の使用はインド人不妊夫婦に限定される見通しである。

タイでも初の生殖医療(代理出産)規制法案が2015年度内に成立施行される見通しなので、先進国の代理出産治療難民はインドやタイに代替する国(メキシコや米国等)へシフトすることになるろう。

(こだま まさゆき 鹿屋体育大学名誉教授)